

第25期第29回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

- (1) 会議の日時 令和7年11月21日（金曜日）13：30～14：18
(2) 会議の場所 市庁舎6階 議員全員協議会室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第 1 番	岡 田 悅 明	第 10 番	田 村 伊佐雄
第 2 番	安 藤 育 雄	第 11 番	田 坂 健 次
第 3 番	藤 田 幸 正	第 13 番	小 野 春 雄
第 4 番	塩 見 敏 夫	第 14 番	伊 藤 繁次郎
第 5 番	村 上 壽 一	第 16 番	土 岐 典 子
第 7 番	寺 尾 俊 行	第 17 番	渡 邊 勝 俊
第 8 番	星 加 誠	第 18 番	石 川 千壽子
第 9 番	藤 田 隆		

(2) 農地利用最適化推進委員

第 1 番	矢 野 一 臣	第 8 番	神 野 明 仁
第 2 番	近 藤 孝 志	第 9 番	近 藤 美喜男
第 3 番	加 藤 宏 司	第 10 番	千 葉 英 明
第 4 番	永 易 博 隆	第 11 番	土 岐 秀 男
第 5 番	小 野 義 尚	第 13 番	高 橋 秀 実
第 6 番	井 下 八 郎	第 14 番	神 野 鉄 治
第 7 番	神 野 伸 二		

(3) 欠席委員

第 6 番	横 井 直 次	第 15 番	真 鍋 篤 俊
第 19 番	山 口 三七夫	第 12 番	飯 尾 博 光

3 会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	原 道 樹	事 務 局 次 長	竹 林 啓
事 務 局 次 長	中 島 康 治	主 任	井 上 貴 清

4 傍聴者

なし

5 議事日程

- 農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
- 農政関係 新居浜市農業施策に関する意見書について



13時30分開会

【原事務局長】

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員15人・推進委員13人でございます。よって、過半数に達しております、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしくお願ひします。

【藤田会長】

皆さん、こんにちは。

秋もだいぶ深まってきたましたね。最近は朝晩が少し冷え込むようになってきています。これからさらに寒さが増していくと思います。暦の上では、明日が「小雪」で、雨が雪に変わる頃とされています。その後は本格的な冬に向かっていきます。

いずれにしても、家の中だけでなく、外での作業やいろいろな活動もありますので、体調管理には十分に気を付けて、引き続き積極的に取り組んでいただければと思います。

それでは、ただいまから第29回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議題につきましては、農地関係の議案第1号から第3号まで、農政関係は「新居浜市農業施策に関する意見書について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において 塩見敏夫委員と村上壽一委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願ひいたします。

それでは、これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号は決議事項、第2号及び第3号は意見事項となっております。加えまして、参考事項が1件ございます。

1ページを御覧ください。

議案第1号「農地の所有権移転について」を議題に供します。また、寺尾俊行委員が関係しておりますので、退室願います。それでは、ここで暫時休憩いたします。

(委員退室)

【藤田会長】

休憩前に引き続き会議を開きます。事務局から議案の説明をお願いします。

【竹林事務局次長】

議案第1号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、申請件数は8件です。

2ページをお開きください。

45番、多喜浜三丁目、田1筆、面積3, 226m²、譲受人は市内在住の1-1さん。譲受人は、現在1町6反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、既耕作地である母所有農地につきまして生前贈与を受けるため、申請が提出されたもので、許可後の耕作状況に変更はございません。

46番、阿島二丁目、田1筆、面積1, 262m²、譲受人は市内在住の1-2さん。譲受人は、親族が耕作・管理している申請地におきまして、新規に営農を開始することを目的に、当該申請地の贈与を受けるため、申請が提出されたもので、作付けは引き続き水稻を予定しているとのことです。ここで、申請者からの申告によりまして、議案書の農機具の保有状況の記載に修正がございます。乾燥機1台及びコンバイン1台の削除をお願いいたします。

3ページを御覧ください。

47番、萩生字本郷、田1筆、面積198m²、譲受人は市内在住の1-3さん。譲受人は、今回、新規に営農を開始することを目的に、当該申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けは季節野菜を予定しているとのことです。

48番、上原二丁目、畠5筆、合計面積1, 650m²、譲受人は市内在住の1-4さん。譲受人は、今回、新規に営農を開始することを目的に、申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けは季節野菜、果樹等を予定しているとのことです。

4ページをお開きください。

49番、萩生字治良丸、田1筆、面積815m²、譲受人は市内在住の1-5さん。譲受人は、今回、新規に営農を開始することを目的に、自宅に隣接する申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けはサンチュ、レモン、シキビを予定しているとのことです。

50番、船木字下長野、畠1筆、面積131m²、譲受人は市内在住の1-6さん。譲受人は、今回新規に営農を開始することを目的に、贈与により申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けは果樹を予定しているとのこと、加えまして、許可後に申請地近傍に転居予定であるとのことです。

5ページを御覧ください。

51番、篠場町、田3筆、畠3筆、合計面積3, 270m²、譲受人は市内在住の1-7さん。譲受人は、今回、新規に営農を開始することを目的に、申請地を取得するため、

申請が提出されたもので、作付けは季節野菜及び果樹を予定しているとのことです。なお、譲受人から当該申請地に隣接する宅地及び建物を購入し、両親とともに転居予定であると伺っております。

52番、山田町、畠1筆、面積1, 004m²、譲受人は市内在住の1-8さん。譲受人は、現在、1町2反ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を取得するため申請が提出されたもので、作付けは季節野菜及び果樹を予定しているとのことです。

以上、45番から52番までのいずれの事案につきましても、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

御審議の程よろしくお願ひいたします。

【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、45番は横井直次委員が欠席のため事務局から、46番は井下八郎委員から、47番は飯尾博光委員が欠席のため事務局から、48番は伊藤繁次郎委員から、49番は高橋秀実委員から、50番は神野明仁委員から、51番及び52番は小野春雄委員からそれぞれ報告をいただきます。

まず、事務局お願いします。

【原事務局長】

第45番につきましては、11月5日付で、横井委員さんから、申請地は田として稻作がされており、境界は明確である。また、今回の申請は親子間での贈与であり、地域との調和要件も特に問題はないとの報告を受けております。

【藤田会長】

ありがとうございました。続いて、井下八郎委員お願いします。

【井下委員】

報告いたします。

申請地は、今年も稻作が行われ、きれいに管理されている土地でした。境界も明確で、地域との調和要件も問題はありません。また、譲受人は農業経験が豊富で、耕作意欲も十分にありますので、許可しても支障がないと判断します。

【藤田会長】

ありがとうございました。続いて、事務局お願いします。

【原事務局長】

第47番につきましては、11月6日付で、飯尾委員さんから、申請地はいつでも耕作できる状況で、隣接地との境界は明確である。また、11月5日に、譲受人と面談し、以前から申請地の管理を行っており、農業に対する意欲も感じられ、近隣との調和も取れているため、特に問題はないとの報告を受けております。

【藤田会長】

ありがとうございました。続いて、伊藤繁次郎委員お願いします。

【伊藤委員】

48番について御報告します。

現況は、現所有者が耕作中であり、管理も十分に行われています。また、11月7日に譲受人と面談したところ、自作地はありませんが、市内で依頼を受けて耕作や管理をしている土地が数か所あるとのことでした。さらに、現在は造園業を営んでおり、仕事の合間に耕作や管理を行うということで、意欲も十分に感じられました。

隣接地との境界も明確で、周辺農地への影響もないと考えられますので、御審議の程よろしくお願ひいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。続いて、高橋秀実委員お願いします。

【高橋委員】

49番について説明いたします。

11月5日、前回の総会当日の午前中に、譲受人と現地調査を行いました。

申請地は、譲受人が数年前に土地を購入し、現在家を建てている場所の南側に隣接する土地です。境界については、周囲がコンクリート、水路、石垣などで明確になっており、10月下旬には周辺の地権者に集まつていただき、境界確認を済ませ、同意も得ています。

また、譲受人は現在飲食業を営んでおり、この申請地で栽培した野菜やレモンなどを、自身の店舗で提供する食材として活用したいとの意向を示されました。焼肉用の野菜なども自分で育てたいという話があり、耕作意欲は非常に高いと感じました。

周辺農地との調和も特に問題はないと思われますので、耕作意欲のある方であること踏まえ、許可に支障はないと考えます。御審議の程よろしくお願ひいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。続いて、神野明仁委員お願いします。

【神野（明）委員】

50番について報告いたします。

1月13日に現地を訪問し、申請地の確認と聞き取りを行いました。

申請地は草刈りがされており、現在はビワの木が1本と、みかんの苗木が4本植え付けられています。また、鉄製の柵とネットで囲い、獣害対策も施されていました。さらに、東西南北約10メートル四方の土地は、境界測量を実施し、ピン打ちもされており、境界は明確になっています。周辺への影響もないことから、許可しても支障はない判断します。

なお、譲受人についてですが、現在は政枝町に住んでいますが、近々申請地の奥にある土地と建物を購入し、長野地区に移住する予定とのことです。よって、申請地は今後自宅の隣接地となります。

以上、御審議の程よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。続いて、小野春雄委員お願いします。

【小野（春）委員】

51番について報告いたします。

今回の申請地は篠場地区にあり、6筆ありますが、すべてが1か所にまとまっており、農作業や農機具の進入・管理がしやすい環境です。丘陵地ではありますが、耕作はすぐに可能な状態です。

続いて52番について報告いたします。

申請地は山田町にあり、51番と同様の譲渡人から譲り受ける形での申請です。譲受人は専業農家で、ハウスでトマトや野菜の栽培を精力的に行ってています。今回の土地は自宅から近く、1反程度の長方形で、耕作にすぐ利用できる便利な条件を備えています。譲受人は42歳と若く、今後の営農にも支障はなく、やる気も十分に感じられます。以上の理由から、特に問題はないと考えますので、御審議の程よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、45番から52番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

それでは議案第1号の審議が終了しましたので、委員の入室を求めます。ここで暫時休憩いたします。

(委員入室)

【藤田会長】

休憩前に引き続き会議を開きます。

6ページをお開きください。

議案第2号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第2号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で申請件数は7件です。

7ページを御覧ください。

144番、宇高町四丁目、田1筆、譲受人は2-1さん。内容は自己住宅1戸121.16m²、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

145番、松原町、畠1筆、譲受人は2-2さん。内容は自己住宅1戸110.13m²、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

146番、中村二丁目、畠1筆、譲受人は2-3さん。内容は宅地分譲1区画、一体利用地として、事前に第5条許可済の畠129m²及び宅地115.59m²があり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断されます。権利区分は所有権移転です。

8ページをお開きください。

147番、江口町、畠1筆、譲受人は2-4さん。内容は宅地分譲2区画、一体利用地として、宅地542.78m²があり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であ

ると判断され、権利区分は所有権移転です。

148番、高田一丁目、田1筆、譲受人は2-5さん。内容は自己住宅1戸100.20m²、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

149番、庄内町四丁目、田1筆、譲受人は2-6さん。内容は宅地分譲1区画、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

9ページを御覧ください。

150番、一宮町一丁目、田2筆、譲受人は2-7さん。内容は貸し露天駐車場、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、144番から150番までのいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても、認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。御審議の程よろしくお願いします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、144番から150番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

10ページをお開きください。

議案第3号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【竹林事務局次長】

議案第3号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）でございます。

当該計画（案）の内容といたしましては、田1筆、面積1, 166m²でございます。

11ページを御覧ください。

今回、権利の設定を受けようとする者は、3-1さん。期間は5年3か月、権利の種類は使用貸借権で、新規設定となっております。

以上の事案につきまして、申出書にて一般的な要件を満たしていることを確認いたしております。御審議よろしくお願ひいたします。

【藤田会長】

以上、6番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり承認相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」を承認相当として機構に意見を送付いたします。

続きまして、12ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時00分から総会を再開いたします。

～休憩～

【藤田会長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、御案内していた議題を協議する前に、地域計画についてを農林水産課の八木副課長より御説明いたします。説明をお願いします。

【八木副課長】

地域計画について、1点お知らせさせていただきます。昨年度、皆様の御協力により、地域農業の将来のあり方である地域計画を策定することができましたこと、誠にありがとうございます。国の説明では、地域計画は、策定後も、地域での協議を継続し、より

良い計画に変更していくことが必要となっています。そのため、今年度においても、現在の地域計画の見直しや、新たな担い手を目標地図に追加することを目指し、話し合いの場を設けさせていただきたいと考えております。話し合いの場は、地区ごとの開催を予定しており、具体的には、「今、その地区的農業にとって何が課題であるのか」、「将来に向けて地区内のどの農地を残していくのか」、「農地の拡大をしたいが、借りられる農地はないのか」、などの地域の実情について意見を交換し、農地の貸し借りの受け手の集積に繋がるよう、また、地域の農業を守っていくような話し合いを行い、今後の継続した協議を進めていきたいと考えております。話し合いの開催は、12月から2月をめどに、各地区を2つ程度にまとめて開催する予定で、御参加いただく方々は、農業委員の皆様、農地利用最適化推進委員の皆様、土地改良区の皆様、認定農業者等の皆様、農業者の皆様を予定しています。特に、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様方につきましては、地域の農業の実情を最も御存知であり、地域農業の振興にとって欠くことのできない重要な存在であることから、話し合いの場でも、中心的役割として地域の話し合いに入っていただき、地域の実情や将来に向けて農業を残していくための御意見をいただきたいと思っております。開催日時・場所などにつきましては、改めて文書にてお知らせさせていただきますとともに、ホームページ・市政だよりで周知させていただきますので、お忙しい中、大変お手数をおかけいたしますが、御理解・御協力の程、よろしくお願ひいたします。

【藤田会長】

御質問がないようですので、地域計画について、終了いたします。

次に、御案内しておりますとおり、新居浜市農業施策に関する意見書についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

【中島事務局次長】

お手元にお配りしております、新居浜市農業施策に関する意見書についてをお目通しください。こちらは、令和5年7月12日に前期の委員が意見書を作成したものを市長に提出した意見書です。まず、意見書を簡単に御説明いたしますと、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により、「農業委員会は市に対し農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない」と規定されていることから、委員改選のタイミングで意見書を農業委員会が作成し、市長に対し3年に一度提出しております。今期の農業委員会としても、法律の規定に基づき、来年の任期終了前までに市長に対し意見書を提出いたします。

次に、今回の意見書作成に当たり、どのような手順で作成していくかについて御説明いたします。まず、来年1月5日の総会において、お手元にお配りしております、意見書の進捗状況を担当課であります、農林水産課の職員から御説明いたします。

その後、次の意見書に向けたアンケートのような調査書を事務局からお配りします。その調査書についてですが、農林水産課からの進捗状況をお聞きになられて、次の意見書にこういったことを入れた方がいいというものを自由記述で記入していただくようにしておりますので、御記入の上、提出していただけたらと思います。

皆さんからその調査書を提出いただいたあと、その調査書の意見を加味した意見書のたたき台を事務局の方で作成いたします。その意見書案を役員会で図らせていただいて、最終の意見書案については、令和8年5月の総会に上程したいと思います。

【藤田会長】

御質問がないようですので、新居浜市農業施策に関する意見書について、終了いたします。

以上をもちまして、第29回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

【原事務局長】

御起立ください。礼。ありがとうございました。

14時18分閉会



新居浜市農業委員会會議規則第19条第2項の規定によりここに
署名する。

新居浜市農業委員会総会

会長

委員

委員